

第3章住家被害認定2次調査判定の分析

この震災によって(一社)宮城県建築士事務所協会が携わる事となった、石巻市の住家被害認定調査の全数は、7,465棟に達する。本章においては、私たちが住家被害認定2次調査に従事した期間を通じて継続的に調査活動を行った建築士たちにより集積された532棟分のデータベース(全体の7%)をもとに、被害認定調査を実施した住家の実態や、判定の分布などを検証しこれらの結果から、合理的に理解しうる傾向や推察できる事柄をグラフや表で分析し分布を示しました。

- 1、調査対象住家の構造について
- 2、調査住家の形態について
- 3、被害種別の分布
- 4、被害種別による判定の分布
- 5、調査対象住家全体の判定分布
- 6、調査地域による判定分布

第4章地震動・津波による建物被害の発現に対する検討と分析

本調査は、建築物に発現した被害の状態を、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の内容に則り、建築物の構成部位別に「被害程度(無被害～程度V)」と「被害範囲(面積、長さ)」を調査、認定したうえで損傷率を累積加算方式で算出するという方法で、建物全体全体の被害程度を認定する。

1章において4地域に分類した地形・地勢的要因による建築物への被害の検討。

- 1、旧石巻市沿岸部地域
- 2、牡鹿半島、及び田代島・網地島の離島部地域
- 3、旧北上川から旧雄勝町に至る北部沿岸部地域
- 4、旧桃生町等を中心とする内陸部地域

第5章被害パターン区分と復旧の概要

被害パターンの区分を「津波による被害」「地震による被害」「地盤等による被害」の3パターンに分類し、それぞれの特徴について分析検討する。

津浪による流出或いは全壊判定をされた建物以外を調査対象に床下浸水、床上浸水、地震の外力による被害を合成して一部損壊から大規模半壊までの建物の復旧についてそれぞれの状況について復旧の検討をする。

おわりに

震災後3年を経過して被災後の人々の現状を知って頂きたい思いを研究成果にまとめました。自力で土地を確保して内陸移転を負えている人、改修して完全復旧している人、応急復旧で止まっている人、行政が造成している防災集団移転により高台に自立再建を考えている人、災害公営住宅の完成を待っている人等様々です。

東北地方太平洋沖地震の10倍の被害想定と言われている、将来起こる可能性が高まっている東南海地震への備えの一助となることへの願いも込めまとめました。